



# 目黒区から転出されるみなさまへ

## 他の市区町村へお引越しの方

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、新しい住所地の市区町村役場（所）に以下のものを持参の上、転入の届出をしてください。

- ・ 転出証明書
- ・ 届出人の本人確認書類
- ・ 印鑑・年金手帳または基礎年金番号通知書 ※必要な場合あり
- ・ マイナンバーカード（注1）※お持ちの方
- ・ 住民基本台帳カード（注2）※お持ちの方
- ・ 在留カードまたは特別永住者証明書 ※外国籍の方



## 国外へお引越しの方

今後、帰国して日本国内で新しい住所地に住むことになった場合は、新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、新しい住所地の市区町村役場（所）に以下のものを持参の上、転入の届出をしてください。

- ・ パスポート  
※転入される方全員分。空港の自動化ゲートを利用され、帰国日の印がない場合は「搭乗券」等の帰国日がわかるものを併せてお持ちください
- ・ 戸籍謄本（全部事項証明書）または抄本（個人事項証明書）  
※転入される方全員が記載されたもの
- ・ 戸籍の附票 ※転入される方全員が記載されたもの
- ・ 届出人の本人確認書類
- ・ 印鑑・年金手帳または基礎年金番号通知書 ※必要な場合あり
- ・ マイナンバーカード（注1）※お持ちの方
- ・ 在留カードまたは特別永住者証明書 ※外国籍の方



- ★ 正当な理由がなく14日以内に転入届をしないと、50,000円以下の過料に処せられることがあります。
- ★ 自治体によって必要な書類等の取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくは新住所の役所にお問い合わせください。
- ★ 都合で転出しなくなった場合は、転出証明書（国内でのお引越しの場合。国外へのお引越しの場合は不要）を持参の上、最寄りの地区サービス事務所または戸籍住民課住民記録係で、転出取消の手続きをしてください。
- ★ 「転出証明書」や「転出証明書に準ずる証明書」が発行されない方は、「戸籍謄本（全部事項証明書）または抄本（個人事項証明書）」と「戸籍の附票」を持参して、新しい住所地で転入の手続きをしてください。
- ★ 転出手続き後は異動日に関わらず、広域交付住民票・コンビニ交付のサービスが受けられませんのでご注意ください。

### （注1）マイナンバーカード

… マイナンバーカードの交付を受けた方で、住所・氏名等に変更がありましたら、お住まいの市区町村に持参していただくとカードの表面に変更内容を記載いたします。

### （注2）住民基本台帳カード（住基カード）

… 平成27年12月で発行が終了しましたが、現在お持ちの方は、有効期限まで引き続きお使いになれます。また、マイナンバーカードに切り替えをすることもできます。住基カードをお持ちの方で、住所・氏名等に変更がありましたら、お住まいの市区町村に持参していただくとカードの裏面に変更内容を記載いたします。

（国外への転出の場合は、転出届を提出する際に住基カードをお返しくください）

お問い合わせは

目黒区区民生活部

戸籍住民課住民記録係

TEL03-5722-9884（直通）

**その他転出・転入に伴い必要な手続きについては、裏面をご覧ください。**

	手続き事項	目黒区から転出される際の手続き	新住所での手続き
印鑑	印鑑登録をしている方	転出(予定)日をもって資格が無くなります。印鑑登録証をお返しいただくか、ご自身で破棄してください。 (戸籍住民課 住民記録係) 直通☎03-5722-9884	必要な方は、印鑑登録の手続きをしてください。
年金	国民年金に加入している方	特に手続きの必要はありませんが、国外転出の場合はお問い合わせください。 (国保年金課 国民年金係) 直通☎03-5722-9814	新住所の役所にお問い合わせください。
国保	国民健康保険に加入している方	当区の国民健康保険被保険者証は転出(予定)日から使用できません。お返しいただくか、ご自身で破棄してください。※転出日の前月相当分までの保険料は当区でお支払いください。(国保年金課 資格賦課係) 直通☎03-5722-9810	新たに加入の手続きをしてください。
高齢者	後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者被保険者証をお返しください。(国保年金課後期高齢者医療係) 直通☎03-5722-9838	新たに加入の手続きをしてください。
	高齢福祉課の事業を受けている方	下記へお問い合わせください。 (高齢福祉課 在宅事業係) 直通☎03-5722-9839	新住所の役所にお問い合わせください。
	介護保険に加入している方	介護保険被保険者証をお返しください。 (介護保険課 介護保険資格・保険料係) 直通☎03-5722-9845	新住所の役所にお問い合わせの上、要介護認定を受けている方は転入日から14日以内に認定継続の手続きをしてください。
	介護保険要介護認定を受けている方	下記へお問い合わせください。 (各包括支援センター)(介護保険課 認定審査係) 直通☎03-5722-9603	
児童・生徒	区立小・中学校の児童・生徒がいる方	学校から在学証明書・教科用図書給与証明書をお取りください。 (学校運営課 学事係) 直通☎03-5722-9304	新住所の教育委員会にお問い合わせください。
	児童手当について	転出(予定)日をもって資格がなくなります。受給者と児童が別居となる時等は、ご連絡ください。 (子育て支援課 手当・医療係) 直通☎03-5722-9162	転出(予定)日の翌日から数えて15日以内に、新住所の役所にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。
	児童扶養手当・児童育成手当	必ず右記へご連絡ください。(子育て支援課 手当・医療係) 直通☎03-5722-9645	新住所の役所にお問い合わせください。
	特別児童扶養手当の認定を受けている方	右記へご連絡ください。(子育て支援課 手当・医療係) 直通☎03-5722-9645	新住所の役所にお問合せのうえ、手当の住所変更の手続きをしてください。(証書のある方は持参して下さい。)
	乳医療証・子医療証	医療証を子育て支援課口手当・医療係へ返却してください。 直通☎03-5722-9864	新住所の役所にお問い合わせください。
	親医療証をお持ちの方	医療証を子育て支援課口手当・医療係へ返却してください。 直通☎03-5722-9645	新住所の役所にお問い合わせください。
福祉	①身体障害者手帳 ②愛の手帳をお持ちの方	障害者総合支援法サービス受給者は、障害支援区分認定証明書の発行を依頼してください。 ① 直通(身体) ☎03-5722-9850 ②直通(知的) ☎03-5722-9851	新住所の役所にお問い合わせのうえ、手帳の住所変更、手当申請等の手続きをしてください。
	障害受給者証をお持ちの方	受給者証を障害者支援課 支援サービス係へ返却してください。 直通☎03-5722-9846	新住所の役所にお問合せください。
税金	原付バイク(125cc以下)・小型特殊自動車をお持ちの方	標識交付証明書・ナンバープレート・身分を確認できるものを持参のうえ廃車手続きをしてください。(税務課 納税係) 直通☎03-5722-9826	廃車申告受付書を持参のうえ、登録の手続きをしてください。 ※廃車・登録が同時に出来る場合もありますので、新住所の役所にお問い合わせください。
	住民税の課税について	住民税は、その年の1月1日に住所のある市区町村で、その年度分を課税します。年度の途中で転出されても、納めていただく市区町村の変更はありません。海外へ出国され、納税通知書などの受領や納税ができなくなる方は、出国される前に納税管理人(税を代わりに納める方等)の申告が必要な場合があります。(税務課 課税第一係～課税第三係) 直通☎03-5722-9820	
畜犬	犬の登録をしている方	特に手続きの必要はありませんが、海外転出の場合はお問い合わせください。 (生活衛生課 生活環境係) 直通☎03-5722-9505	犬鑑札を持参のうえ届け出てください。(紛失の場合は、再交付手数料がかかります。)